

兵庫県公報

平成23年3月15日 火曜日 第2269号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1
○ 市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定解除（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（水質課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 道路の指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の位置指定（同）	7
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	7
○ 落札者等の公示（管財課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	9
○ 入札公告（管理課）	10
公安委員会告示	
○ 平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	12
警察本部公告	
○ 入札公告	12

告 示

兵庫県告示第275号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成23年3月2日に、尼崎市武庫町1-36-22西日本NTT関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

西日本NTT関連労働組合が主張する次の事項について

基準内賃金引上げ、50歳退職再雇用制度の廃止、成果主義賃金制度の廃止、単身赴任を余儀なくされるような強制配転をなくすこと、65歳までの出身地での再雇用に関する要求ほか

2 日時

平成23年3月17日（木）始業時（午前9時）から1時間

3 場所

兵庫マーケティングセンター 尼崎市西長洲町2-2-1 NTT尼崎別館

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独

又は併用して行う。



兵庫県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
南あわじ市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	八幡地区	平成23年3月15日から 同年4月4日まで	南あわじ市役所 三原庁舎



兵庫県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地区名 (工区名)
新温泉町	浜坂地区 (藤尾工区)



兵庫県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町熊谷字栃谷口山1527の4から1527の26まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栃谷口山1527の8・1527の9・1527の21・1527の23（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月15日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 護持下伊勢線	姫路市林田町上伊勢字岩谷口84番1から 同 市林田町上伊勢字岩谷口85番まで	旧	7.0から 11.0まで	35.0	
		新	11.0から 12.0まで	35.0	
県道 和久今宿線	姫路市苫編字池ノ下111番4から 同 市町坪字植出し593番3まで	旧	8.0から 15.0まで	418.0	
		新	15.0から 15.0まで	418.0	



兵庫県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月15日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町三尾字中谷81番1から 同 郡同 町三尾字中尾76番まで	旧	5.0から 24.0まで	74.0	
		新	5.0から 48.0まで	74.0	



兵庫県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月15日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	朝来市山東町末歳字越水694番1から 同 市山東町大垣字前田43番2まで	旧	8.0から 17.0まで	418.0	
		新	9.0から 24.0まで	418.0	
県道 養 父 宍 粟 線	養父市大屋町糸原字高取179番から 同 市大屋町糸原字高取451番1まで	旧	6.0から 21.0まで	329.0	
		新	9.0から 47.0まで	329.0	
県道 物 部 養 父 線	朝来市和田山町和田山字村上479番1から 同 市和田山町和田山字村上452番7まで	旧	7.0から 21.0まで	201.0	
		新	7.0から 23.0まで	201.0	



兵庫県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成23年3月15日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 茅 野 福 岡 線	美方郡香美町村岡区中大谷字山根121番1 から 同 郡同 町村岡区口大谷字竹部411番1 まで	旧	5.0から 15.0まで	1,591.0	
		新	5.0から 15.0まで 6.0から 43.0まで	1,591.0 1,573.0	



兵庫県告示第287号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番

小 城 (1)	養 父 市		小 城	柴 原 杉 ノ 下	11番から13番までの各一部 56番1の一部、56番2の一部、57番1の一部、57番2の一部、57番4の一部、64番1の一部、64番3の一部、65番の一部、66番の一部、76番4の一部、66番から76番4に至る地先の道路敷の一部、56番2から66番に至る地先の水路敷の一部、76番4地先の水路敷の一部
				荒神ノ下	46番1の一部、47番の一部、48番の一部、53番の一部、54番の一部、54番地先の水路敷の一部
				野 尾 谷	1番3の一部
小 城 (2)	養 父 市		小 城	杉 ノ 下	86番、87番、88番の一部、89番の一部、110番の一部、111番、113番、113番の1、114番、115番、117番、118番の一部、120番、120番1の一部、120番2の一部、86番から87番に至る地先の道路敷、117番地先の道路敷、120番から120番1に至る地先の道路敷の一部
				大 谷 口	124番1の一部、125番1の一部、128番の一部、130番の一部、131番、132番、133番の一部、134番の一部、130番地先の道路敷の一部
				野 尾 谷	1番3の一部、1番4、3番、4番の一部
小 城 (3)	養 父 市		小 城	大 口 谷	141番、142番の一部、151番の一部、142番地先の道路敷の一部
				野 尾 谷	1番3の一部



兵庫県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22西播予定 0002号	23. 2. 28	相生市那波西本町948番4、955番1、1519番1、1519番3、1519番4、1539番7、1539番8及び1547番2の各一部	4.00	28.00
			6.00	24.00



兵庫県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H22西播予定 0003号	23. 3. 1	たつの市菅田町高駄字光正寺10番4、11番2、 12番4、12番6、12番7、13番2、14番2、 15番2、21番2、22番3及び水路の一部 同 市菅田町高駄字豆田134番5、134番7、 137番3、137番4、138番2、141番3及び水 路の一部 同 市菅田町広山字利喜蔵253番3、259番 2、259番4、259番5、260番2の一部、260 番4、261番2、262番2の一部、262番4、263 番3、263番4及び水路の一部 同 市菅田町広山字観音寺268番3の一部、 268番5、268番6、268番7、268番8、271 番2、271番3、271番4、273番1、273番5、 273番6、273番8、274番1、274番5、274 番6、274番7、274番8、275番2、275番3、 275番4、275番5、275番6、275番7、276 番2、276番3、276番4、277番2、277番3、 277番4、277番5、里道の一部及び水路の一部 同 市菅田町広山字井ノ下210番2、210番 3、210番4、211番2、211番3、212番2、 212番3、213番2の一部、213番4、214番4、 214番5、215番2、218番2の一部、218番3、 219番2、221番3、221番4、222番2、222 番3、226番2、226番3、227番2の一部、227 番3、里道の一部及び水路の一部 同 市菅田町広山字村後167番2、167番3、 168番3、169番7、169番8、170番6、170 番8、170番9、174番3、174番11、184番4 の一部、184番6、185番2、187番2、187番 3、187番5、187番6、187番7、188番2、 188番3、188番5、188番6、188番7、190 番2、190番3、190番4、190番5、190番6、 190番7、191番2の一部、191番3の一部、191 番4、191番5、192番1の一部、192番3、192 番4、192番5、里道の一部及び水路の一部	14. 90 ～ 37. 40	709. 40
-------------------	----------	--	-----------------------	---------



兵庫県告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22但豊位置 0005号	23. 2. 28	豊岡市日高町国分寺字谷ヶ本87番の一部	5. 00	35. 00

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
乾 由 明 西宮市
徳 田 八十吉 石川県小松市

- 2 功績内容
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成23年 3月15日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎で使用する電気 予定電力量 25,665,405キロワット時（3年間）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 2月22日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額(税抜き)
348,127,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 1月11日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
川辺郡猪名川町若葉二丁目61番1、61番2、134番2、134番12の一部、134番58
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
三菱地所株式会社 代表取締役 木 村 恵 司
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年 2月23日
兵庫県指令神北（建）（宝）第1-1-2号（22猪名川）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町阿弥陀字蓮池1152番1、1153番、1157番4、1160番4、1162番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市長 登 幸 人
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年 2月15日
兵庫県指令開第1-3-3号（20高砂）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 やぶYタウン
 - 所在地 養父市上箇153番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 氏名又は名称 養父町開発株式会社
 - 代表者の氏名 藤 岡 美智夫
 - 住所 養父市小城567番地
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 養父町開発株式会社
 - 代表者の氏名 藤 原 偉 則
 - 住所 養父市小城567番地
 - イ 変更後
 - 名称 養父町開発株式会社
 - 代表者の氏名 藤 岡 美智夫
 - 住所 養父市小城567番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
コーナン商事株式会社	疋 田 耕 造	堺市西区鳳東町六丁637番地1
株式会社プロジェクト・ギャザ	森 田 公 城	養父市上野1690-5
株式会社三城	中 尾 文 彦	東京都中央区銀座二丁目7番17号
外6者		
 - イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
コーナン商事株式会社	疋 田 耕 造	堺市西区鳳東町四丁401番地1
株式会社サイバーネイション	喜 納 広 樹	大阪市北区梅田2-5-2
株式会社三城ホールディングス	多 根 弘 師	東京都中央区銀座一丁目7番7号
外6者		
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年8月26日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年8月3日ほか
- 5 届出年月日
平成23年2月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年4月22日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成23年3月16日（水）から同年4月11日（月）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様の分かるもの

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成23年4月18日（月）午前10時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年5月9日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A complete set of homepage systems (including hardware and content management system) for the Hyogo Prefectural Government

(3) Lease period: August 1, 2011—July 31, 2016

(4) Lease place:

A total of two(2) locations including one in the server room, Hyogo Prefectural Government Building No.2, 1F(installation locations specified as per attached spec.)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 29, 2011

(6) Deadline for tender:

13:30 April 25, 2011 by direct delivery

17:00 April 22, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shimatani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第75号

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年3月15日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

表2の部代表者の氏名の項中「田部重雄」を「田部秀樹」に改める。

警察本部公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年3月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

ア 免許関係事務委託

- イ 安全運転管理者等講習業務委託
 - ウ 更新時講習等業務委託
 - エ 停止処分者講習等業務委託
 - オ 指定自動車教習所職員講習業務委託
- (2) 仕様
契約担当者が示す仕様書による。
- (3) 履行期間
平成23年7月1日（金）から平成26年6月30日（月）まで
- (4) 納入場所
兵庫県警察本部の指定する場所
- (5) 入札方法
総合評価一般競争入札
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該物品の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬
電話（078）341-7441 内線 2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年3月15日（火）から同年4月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年4月26日（火）午前10時30分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
- 4 入札説明会の開催
- (1) 開催日時
平成23年4月5日（火）午前10時から正午まで
- (2) 開催場所
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部 4階入札室
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年4月25日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察

本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年4月1日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年5月17日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の役務について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

提出された入札書等の内容を総合評価落札者決定基準に基づき得点化し、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回るなどの場合は、当該業務が適正に履行できるかどうかの調査を行った上で落札者を決定する。

(9) 契約に関する条件

この契約については、各年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。